第 10 次 横浜市消費生活審議会 第 3 回消費者団体等協働促進事業審査評価部会 会 議 録

日時	平成 27 年 11 月 19 日(木) 午前 10 時から午前 10 時 40 分まで
開催場所	松村ビル別館 5階 503会議室
出席委員 (3人)	大岡委員、作間委員、鈴木隆委員
欠 席 者	上田委員
開催形態	公開 (傍聴者 0 人)
議 題	(1) 会議録確認者の選出ついて(2) 平成 28 年度に向けた度消費者団体等協働促進事業の見直しについて
決定事項	(1) 会議録確認者を、大岡委員、作間委員とした。(2) 募集要項(案)、事業評価表(案)、相互評価シート(案) は案のとおりとする。
資 料	 (1) 本部会名簿 (2) 平成 28 年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直し概要 (3) 横浜市消費者教育推進の方向性<概要版> (4) 平成 28 年度 消費生活協働促進事業 募集要項(案) (5) 消費生活協働促進事業 補助金交付要綱 新旧対照表(案) (6) 消費生活協働促進事業 事業評価表(案) (7) 消費生活協働促進事業 相互評価シート(案)
特記事項	なし

1 開会 作間部会長

それでは、定刻より少し早いですが、第3回消費者団体等協働促進 事業審査評価部会を開会いたします。

始めに、現在の出席委員について御報告いたします。委員総数4名中、只今3名の方が出席されており、横浜市消費生活条例 施行規則第2条の規定により、会議開催の定足数に達しております。

なお、上田委員は本日所用で御欠席という連絡をいただいております。

また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となりますので、 よろしくお願いいたします。本審議会の会議録は、要約いたしますが、 原則そのまま委員名と発言内容を公表させていただきますので御承 知おきください。

2 議題 作間部会長

それでは、議事に入りたいと思います。議題(1)の「会議録確認者の選出について」ですが、前回の確認者が上田委員と鈴木委員でしたので、今回は、私と大岡委員でいかがでしょうか。

各委員

異議なし。

作間部会長

それでは、大岡委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(2)の「平成28年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直しについて」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では説明いたします。今回の事業の見直しは、平成27年9月に策定した「横浜市消費者教育推進の方向性」に基づき行うものです。この『方向性』については、本体冊子と概要版を審議会委員の皆様に送付させていただきましたが、詳しい御説明をしておりませんでしたので、まず始めに「方向性」について御説明させていただきます。順番が前後しますが、お手元の資料2-2を御覧ください。

資料をお開きいただき、左側を御覧ください。

1の<「横浜市消費者教育推進の方向性」策定にあたって>にあり

ますように、平成 24 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、国や自治体が、(1)消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付ける実践的能力の育成、(2)消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援することを理念としています。「消費者市民社会」とは、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考え、自ら行動するという社会であり、この法律により、考え方が位置付けられました。

また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、今まで取り組んできた、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者に加え、新たに、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者を目指すことにより、消費者市民社会を実現していくという考え方が掲げられました。

次に2の<横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題>ですが、消費者被害はグローバル化や高度情報化しており、高齢者の増加等に伴い消費者被害が多様化・複雑化しています。また、本市では、60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向にあります。

また、本市消費者教育をどのように推進していくかについて、第9次審議会で「新たな視点での消費者教育」というテーマで御議論いただきました。審議会からは、一つ目として、合理的な意思決定を行い自ら考え自立した消費者市民となる視点、二つ目として、消費者教育の担い手と対象を意識した取組の視点、三つ目として横浜らしい消費者教育推進の視点、という3つの視点が消費者教育を考えるうえで重要であるという御報告をいただきました。

これら、法律や国の考え方、審議会からの報告を踏まえ、本市消費 者教育施策の課題として、5つ挙げられました。「方向性」はこれら 5つに対する取組について、今後、本市消費者教育を推進するための 柱としてまとめたものです。

それぞれの方向性の柱については、資料の右側3の<横浜市消費者教育の方向性>を御覧ください。5つ方向性を掲げておりますけれども、「方向性1」は効果的な情報発信の強化「方向性2」は消費生活推進員等による地域での啓発の活性化「方向性3」は高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進「方向性4」は生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進「方向性5」は担

い手の育成、協働の推進、関連分野との連携となっております。

今回の協働事業の見直しは、「方向性 5 」担い手の育成、協働の必要性、関連分野との連携にある(2)消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進というところを受けて行うものです。

それでは、引き続き、事業の見直しについて御説明いたします。 前のページに戻りますが、資料2-1を御覧ください。

「方向性」については、先ほど御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

1 事業の現状と課題を御覧ください。課題の一つ目として、ここ数年、御応募いただく団体が固定化されているため、より幅広い団体から御応募いただけるよう、団体のニーズにあった補助内容の見直しが必要となっております。

記載があります団体からいただいた御意見としては、事業名称が「消費者団体等」となると、広く NPO 法人等が活用できるものだということが分かりにくいというものや、講座実施回数などの条件が厳しく、事業提案の申請をする手間に見合わない、新たな事業の提案となるため事業に係る人件費を対象経費に含めてほしい、また、事業の審査については、事業提案の理由など応募団体が説明できるようなプレゼンテーションや審査委員からの質疑の場があった方が良いという御意見をいただいております。

事業名称については、応募団体が固定化されている原因の一つであるとも考えられます。

二つ目の課題としましては、法律の施行や「方向性」の策定などにより、消費者市民社会の実現に資する活動の推進が求められているため、募集内容に明確に示す必要があるということです。

団体からは、環境や食の安全など消費者市民社会の考えに沿った活動をしている団体が市内に多くあり、そうした団体から「消費生活」という視点で事業提案をすることができるのではないか、という御意見をいただきました。

また、提案団体にとっても、「消費生活」という視点で取り組むことにより、新たな参加者や支援者層を広げるきっかけとなり、団体の活動をさらに推進することが期待できるという御意見をいただいております。

以上のように「方向性」やいただいた御意見を踏まえ、事業の見直しの検討を行いました。

見直しの内容については、2 見直しの概要を御覧ください。一つ目として、事業名称の変更、二つ目として、募集テーマの設定、三つ目として、補助上限額、実施条件、対象経費、交付制限、実施期間、審査方法等の見直しを行いたいと思います。

詳細については、2ページを御覧ください。

3 見直し内容の新旧対照表(案)ですが、表の左側が現在の内容、右側が見直し内容となります。

まず、事業名称ですが、幅広い団体から御応募をいただけるよう「消費者団体等協働促進事業」から「消費生活協働促進事業」に名称を変更したいと考えております。

次に募集テーマですが、現行は「消費者教育啓発講座」と「消費生活相談事業」と「その他事業」の3つのテーマでしたが、見直し後は、今までも取り組んできた(1)消費者被害の未然防止に向けた取組み、に加え、(2)消費者市民社会の実現に向けた取組みの2つのテーマ設定としたいと考えております。

次に補助上限額ですが、現行は30万円のコースと10万円のコースに分かれていましたが、今回、一律で一事業あたり40万円を上限とし、実施条件の開催回数、参加人数等は廃止したいと考えております。

補助率は現行と変わらず、対象経費の95%以内で考えております。 次に対象事業数ですが、現行は4事業程度としておりますが、一事

業あたり 40 万円を上限としておりますので、予算の範囲内で若干数としたいと考えております。

次に対象経費ですが、現行の経費に加え、事業に関わる人件費及び 啓発物の作成費を追加したいと考えております。

次に交付制限については、今まで定めておりませんでしたが、見直 し後は、同一の事業に対し通算3回までとしたいと考えています。こ れは、同一事業に対する制限なので、通算3回事業を実施した提案団 体が違う事業で提案を実施することは可能です。

次に実施期間ですが、現行のスケジュールに比べ、1か月早く6月からの実施としたいと考えております。これは、全体のスケジュールを1か月前倒しすることにより、事業に早く取り組んでいただけるようにするためです。

最後に審査方法ですが、審査時、提案団体によるプレゼンテーションを行い、審査委員によるヒアリングを実施したいと考えております。

次に3ページを御覧ください。

4 今後の流れですが、先ほど御説明しましたとおり、全体のスケジュールを1か月前倒しにしたいと考えております。

本日いただいた御意見をもとに修正を行い、12 月に募集要項を確定します。1月に募集要項の配布を始め、3月上旬に事業説明会を行います。3月下旬に提案事業の申請を受付け、4月中下旬に提案事業の審査を行います。採択された団体と5月に協働契約を締結し、補助金を交付します。6月から平成29年3月まで事業を実施し、平成29年6月中下旬に平成27年度の事業評価を行います。

平成 29 年度以降については、さらに 1 か月前倒しを行い、 5 月から翌年の 3 月まで事業を実施できるよう検討しております。

なお、審査評価部会の開催は、御審議いただく内容は変わりますが、 これまで同様、年2回お集まりいただき、3月に翌年度実施事業の審 査、6月に前年度の事業評価について、御審議いただく予定でおりま す。見直しの内容についての御説明は以上でございます。

作間部会長

では、ただいまの説明について何か御質問や御意見はありますか。

作間部会長

確認になってしまうかもしれませんが、交付制限について、同一事業について通算3回までということは、消費者被害の未然防止に向けた取組みというテーマで3回、消費者市民社会の実現に向けた取組みというテーマで3回、それぞれ事業提案することが可能ということでしょうか。

事務局

どちらのテーマも同一事業であれば3回まで可能ということになります。

作間部会長

審査方法のヒアリングですが、来年の4月に行われる平成28年度 提案事業の審査を、我々が集まる場で行うということでしょうか。

事務局

はい。そのように考えております。

作間部会長

今回の見直しで新しい団体から応募いただくことを期待していますが、募集要項の配布先や配布方法として、新しい団体にお知らせするための方法を考えていますでしょうか。

事務局

今まで募集要項を配布していた団体に加え、NPO団体の支援をしている中間支援団体に情報提供するなど、幅広く募集ができるよう検討しております。

作間部会長

他に御意見等はございますでしょうか。

各委員

なし。

作間部会長

では引き続き、説明をお願いします。

事務局

続きまして募集要項案ですが、資料 3-1 の 2 ページをお開きください。ここでは二つのテーマについて事業内容の例や関連キーワードを記載し、提案団体に事業のイメージを持ってもらいやすくしています。 以降 10 ページまでは今まで御説明申し上げた内容が反映されておりますので省略させていただきます。

11 ページ以降は、補助金の交付要綱、申請時の様式類、事業の審査基準、説明会の参加申込票それぞれの案となっております。

続きまして、資料 3 - 1 の 21 ページ「消費生活協働促進事業審査 基準(案)」を御覧ください。

こちらは、委員の皆様が提案団体の提案を審査する際の基準となる ものです。

現行の審査基準は、審査項目が 10 項目あり、各項目の評価点が 10 点の合計 100 点で審査をしていただいておりました。今回、審査項目を 5 つに整理し、評価点は 1 点~ 5 点で評価をしていただくよう見直しをしました。

得点を算出するにあたり、特に重視する項目については、2~3を 乗じ合計 50 点で審査をすることになります。また、事業採択の決定 方法は、現行と変わらず、委員の総得点の合計点の平均が6割である 30 点以上の事業を対象に、得点が高い順に予算の範囲内で採択を行 いたいと思います。

資料3-2の補助金交付要綱新旧対照表は参考にお付けしておりますので御覧いただければと思います。

募集要項(案)についての御説明は以上でございます。

作間部会長

では、ただいまの説明について何か御質問や御意見はありますか。

作間部会長

だいぶ、分かりやすく簡潔な審査基準になったと拝見しました。得 点の付け方もだいぶ変わったように思います。

事務局

「消費者市民社会」は分かりにくい概念ではありますが、例えば地球温暖化の関係で活動されている団体が横浜市内にはたくさんいらっしゃいます。その中にはグリーンコンシューマーと言って、買い物の際、地球温暖化に配慮するような取組を行うなど、消費生活と関連する内容で活動されている方々もいらっしゃいます。このような団体に本事業を活用していただくといったイメージで審査基準が合っているか、御審議いただければと思います。

大岡委員

資料2-1「1事業の現状と課題」に事業名称や応募団体の固定化について課題に挙げられており、実質的には常連団体が事業実施していることが多いですが、よく見ていて、補助金をよく活用しようと思っている団体は、事業名称はともかく、実施条件等を十分に理解した上で応募し、かつ採択されていると思います。

もちろん、より幅広い団体を対象とするという意味では、事業名称を変更することについて、反対ではありません。しかし、今までの実態を見ていると、現状の認識と見直しの趣旨が合致しているのかと少し疑問に思います。

事務局

今までは、募集の段階で我々の周知が弱い部分がありました。

先ほど御説明しましたように、募集要項の配布の際、より幅広い団体への情報提供ができるよう、改善を図っていきたいと考えております。

作間部会長

情報を得ていた団体が補助金を上手く利用して活動を継続されて

おり、固定化の傾向にありましたので、事業名称を変更することも一つですけれども、広報の仕方、分かりやすさというところで、自分たちにも応募できるかもしれないと思う団体が増えることを私たちとしても市としても期待するところだと思います。

事務局

今まで地球温暖化対策の活動をしていた団体が、「消費者市民社会」という視点で私どもと一緒に取り組むことができるかもしれないと、活動の幅を広めていただけるといいと思います。「消費者市民社会」の概念を広めるためには、多くの方に御協力いただく必要があると思っています。消費者団体ではないと思っている団体にも御協力いただくことで、「消費者市民社会」の概念が広がっていくきっかけになるといいと思っています。

作間部会長

そういった点では、募集要項にある関連キーワードも非常に分かり やすく、新しい団体が応募するきっかけになるといいと思います。

大岡委員

実施条件が団体の負担になっているということで、逆に言うと同じフォーマットで何回も開催できれば、ある意味、楽な面もあると思いますが、今回の見直しで回数等の実施状況を廃止するということですけれども、それぞれの団体の企画や状況に応じ、最適な回数、手法により行うということですね。

事務局

はい。団体の独自性を活かした提案をいただき、その中で補助金を どう活用するかということを審査していただくことになります。

大岡委員

では、何か大きな講演を1回開催するということも可能ということ ですね。

事務局

はい。可能です。

大岡委員

40 万円上限で対象件数が若干数ということではありますが、何となく 2 件採択するというイメージを持ちます。

応募する側から見ると現行は30万円のコース、10万円のコースと

分かれており、実施条件から1回あたりの講座の予算等も積算・イメージがしやすかったと思います。そういう意味では、どういう規模感のものを市側が期待しているのかが分かりにくくなったように思いますが、そこは適宜、小規模に5万円程度で開催するとか、開催回数が多かった講座の規模を広げ、大きな会場で実施するなど、先ほどの話と重なりますが、ある程度、自由度を高めたということでよろしいでしょうか。

事務局

上限 95%となっておりますので、団体の持出しが大きくなっても 構いませんし、補助金を活用することにより新たに実施できる事業で も構いません。

作間部会長

そうしますと、上限は 40 万円ですけれども 10 万円や 30 万円の規模で実施したいという団体でも応募できるということですね。

事務局

上限 40 万円の範囲内であれば構いません。審査をしていただいて、 上位から順に採択しますが、例えば 40 万円の団体、30 万円の団体が 採択されて、次点の団体が 20 万円で提案してきた場合は、団体との 話し合いになりますが、残る 10 万円での実施が可能であれば採択す るというような条件付きの採択を検討しております。

作間部会長

できるだけ予算を活用できるような組み合わせで採択されるといいのですが。

事務局

金額ありきというのは難しいので、審査の結果、点数の上位順で採 択することになります。

作間部会長

40 万円の事業を2団体のみ採択というのはちょっとな、と言う気もしますね。

作間部会長

他に御意見等はございますでしょうか。

各委員

なし。

作間部会長

では、次に資料4事業評価表(案)と資料5相互評価シート(案)の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、お手元の資料4を御覧ください。

協働契約を締結している事業については、事業終了後、協働という 視点から団体等と行政が相互に事業の進め方等について評価を行う ことになっております。しかし、現行の事業評価表は、事業そのもの の評価と協働の評価が混在しており、評価しづらい面がありましたの で、今回の見直しに伴い、事業の評価と協働の評価を別の様式に分け ました。

まず、資料4の事業評価表ですが、こちらの様式は、団体が事業を振り返ることにより、今後の活動に活かしていただくためのものです。翌年度に行う事業報告の場において、実施団体により報告を行います。なお、評価の視点は、先ほど御覧いただいた資料3-1募集要項21ページにあります審査基準の項目に沿うようにしております。

続いて、資料5を御覧ください。

こちらは、協働の内容について、団体等と行政が相互に評価するシートです。この評価は協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の団体の活動や次年度の協働事業に活かしていくために行うことを目的としています。裏面の2ページにありますように、団体等と行政が(1)事業計画段階、(2)事業実施段階、(3)ふりかえり段階、において同じ項目に対し、それぞれの立場で評価を行います。事業評価表及び相互評価シートについての御説明は以上でございます。

作間部会長

では、ただいまの説明について何か御質問や御意見はありますか。

作間部会長

現行では、一つのシートにまとまっていたものを事業評価と相互評価に分けたということですね。

大岡委員

この評価は従来から、募集要項や補助金交付要綱に根拠があるわけではなく、任意に定めているものでしょうか。

事務局

要綱等に規定はなく、本市が協働事業を行う際に評価をすることに

なっています。

現行の評価表は事業そのものの評価と協働の評価が混在していた ため、どちらの評価をしているのかが分かりづらい様式になっており ましたので今回の見直しで分けました。

なお、今年度の評価については、現行の様式を使用することとなり ます。

作間部会長

6月の評価の際、この様式を使って評価をすることになると思いますが、この評価はどういった形で次に活かされるのでしょうか。次年度、応募があった際に参考とされるのでしょうか。

事務局

事業そのものがどうだったかという評価にもなりますので、今後の 活動に活かしていただくことにもなります。

作間部会長

事業としては評価が高くても協働の面で評価が低くなるなどわか りやすく評価が出てくるということになるのでしょうか。

事務局

例えば、事業としての評価が高くても、もう少し協働の面でできる ことがあったのではないかなど、分けることによって明確化されると 思います。

作間部会長

実際に使用されるのはだいぶ先になりますね。

大岡委員

微妙なところですね。あまり協働性という面を採択の際も評価の際 も考えてはいませんでした。現行の評価表も協働について加味されて いましたっけ。

事務局

事業そのものを御判断いただくという部分と協働促進という部分 がありますが、一番の目的としては事業そのものを御判断いただくと いうことになります。

大岡委員

現行の方が、協働性が評価のポイントに強く出ているような気がしないでもないですね。かえって分けることによって、協働の相互評価

が薄まる気がします。

事務局

協働の部分というのは、行政が問われる部分でもあります。団体だけを評価するわけではなく、行政自身も評価するということになります。

作間部会長

そういうことからなのか、協働の相互評価シートは項目が多く、細かく分析ができるようになっているのでしょうか。

事務局

相互評価シートは協働のプロセスができていたかどうかということを評価するものです。現行の評価表は協働がうまくいっていたから事業の効果があったのか、どちらで評価したらいいのかが分かりづらい面がありました。あくまで、協働という仕組の中で、行政と団体が一緒に取り組むというプロセスとしてはどうだったかということを評価するためのシートと、そもそもの事業として効果があったか、進ちょく管理や事業の計画がどうだったかという事業自体の評価ということで分けさせていただきました。

作間部会長

協働によって効果が高まるということを期待している事業ですので、この点を細かく評価し、次の事業や活動に活かしていただければいいと思います。

作間部会長

他に御意見等はございますでしょうか。

各委員

なし。

作間部会長

最後に全体を通して御意見、御感想等がありましたらお願いしま す。

鈴木委員

最初のところに戻りますけれども、募集テーマですが、どちらかと 言えば現行の「消費者教育啓発講座」といった方がイメージがわきや すいように思います。見直し後、このような講座を提案する時は、テ ーマ2の消費者市民社会の取組に向けたテーマで応募することにな るのでしょうか。

事務局

現行の消費者被害の未然防止に関わる講座については、テーマ1の 消費者被害の未然防止に向けた取組みの方で御提案いただけます。消 費者市民社会に関わる内容についてはテーマ2として御提案いただ くことになります。

今までどおりの未然防止に関わる講座が御提案いただけなくなる ということはありません。

作間部会長

相談業務というのもどちらのテーマでも提案可能ということでしょうか。

事務局

テーマに合えば相談業務も御提案いただくことができます。

作間部会長

提案次第ということですね。

鈴木委員

新たに対象経費とする人件費はどの程度を想定されていますか。

事務局

打合せ回数などによると思いますが、申請書に積算を記載していただくことになりますので、その内容を見て御判断いただくことになります。

作間部会長

交通費もかかるでしょうし、お茶を持参するにしても人件費を認めてもらえると助かるのかなと思います。

事務局

食糧費を認めることは難しいですが、人件費につきましては、対象 経費に含むということで見直しをしたいと思います。

作間部会長

他に御意見等はございますでしょうか。

各委員

なし。

作間部会長

委員の皆様、ありがとうございました。それでは、今ここでいただ

いた御意見や御感想を踏まえて、事務局で募集要項及び補助金交付要 綱等の確定をしていただこうと思います。特に具体的な訂正はなかっ たと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

作間部会長

それでは、その他として、事務局からお願いします。

事務局

本日は、御審議いただきどうもありがとうございました。募集要項 等については、確定しましたら送付させていただきます。

次回開催は、新たな募集要項等による平成 28 年度実施事業の審査 となります。平成 28 年 4 月中下旬に開催予定ですので、日が近づき ましたら、日程調整させていただきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

3 閉会 作間部会長

以上で第3回消費者団体等協働促進事業審査評価部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。